

報道関係者 各位

令和 7 年 9 月 5 日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 66 円引上げの 1,121 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。

【令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%）。なお、この比率は 11 年連続の改善）

（別紙）令和 7 年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

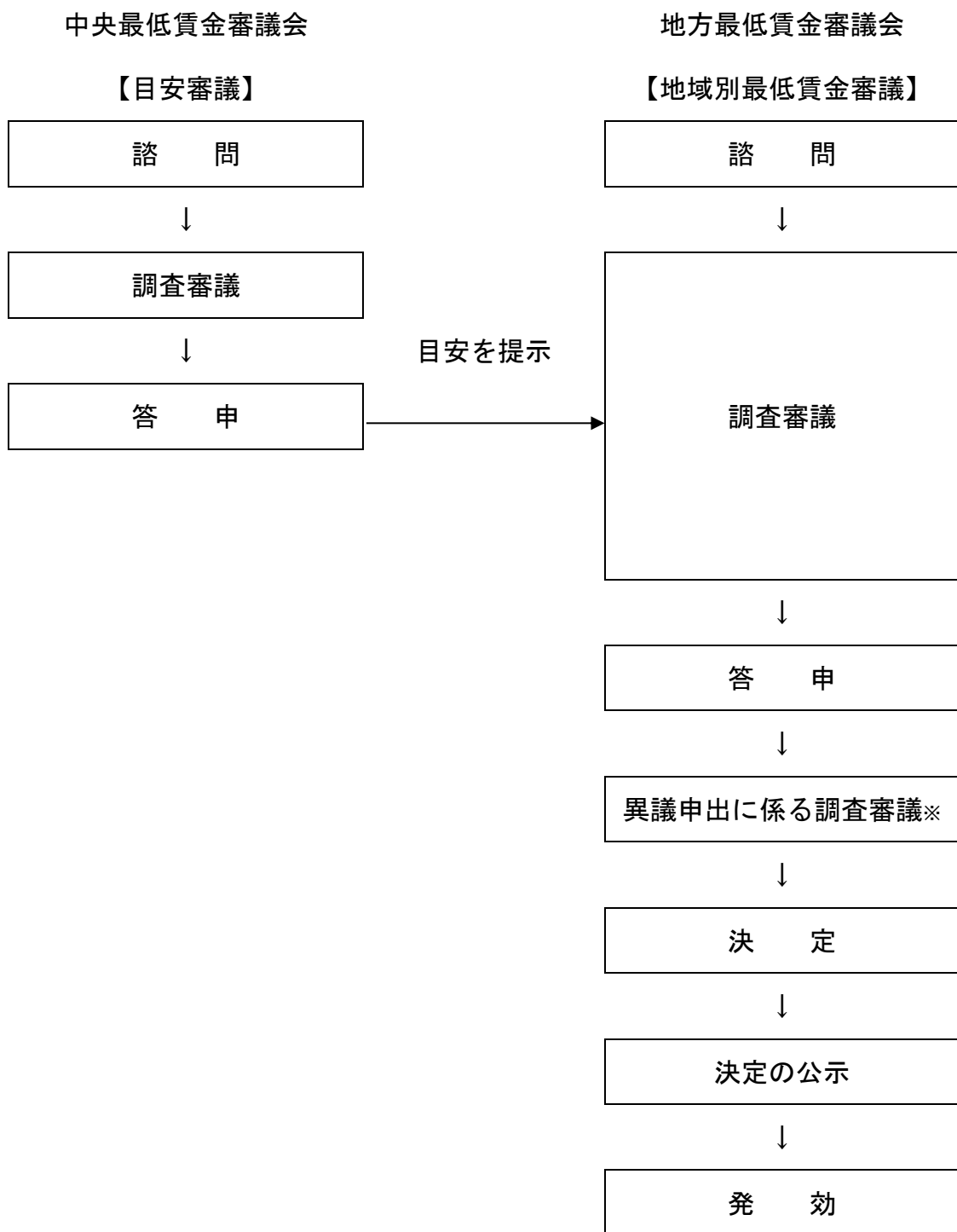
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催